

韓半島東南部における捕鯨の記録②

韓国捕鯨の「挫折」と捕鯨政治

湯浅 俊介
辛 承理
赤嶺 淳

5 韓海捕鯨史3——韓国捕鯨の創発と挫折

捕鯨業史をふくむ韓国水産経済史研究の第一人者の朴九秉釜山水産大学（現釜慶大学）名誉教授は、著書『韓半島沿海捕鯨史』（増補版）において、日本の植民地支配から解放（光復）された以降の40年間にわたった韓国における捕鯨業——韓国捕鯨——の歴史について、①1940年代後半期、②1950年代、③1960年代、④1970年代、⑤1980年代の5期に分類している [朴 1995: 323]。

第1期は解放以降、韓国人が最初に捕鯨業に着手した草創期、第2期は捕鯨業の普及期に相当する。その初期に朝鮮戦争（1950-1953年）を経験したこともあり、第2期は全体的に水産業が停滞した。しかし、草創期の経験からも、その有益性が認識されていたため、着業者が増加した捕鯨業は発達する基盤を構築することに成功した。第3期は水産業の全国的な拡大に牽引され、捕鯨業も活気づいた。第4期は韓国の高度経済成長によって水産業が急速度で発展した一方で、捕鯨業は沿岸操業から操業海域を拡張することはできなかった。他方、1970年を前後としてはじまった捕鯨船と関連装備の改良によって捕鯨業の近代化が進展するとともに、日本への鯨肉輸出が拡大した。第5期はIWCへ加盟した韓国がIWCの管理枠内において限定された操業をおこなうようになった統制期を意味する [朴 1995: 323]。IWCによる商業捕鯨の一時停止をうけ、1985年末をもって韓国における商業捕鯨は全面的に中止となった。

5.1 金玉昌砲手と朝鮮捕鯨株式会社

韓国人のなかには19世紀末からロシア捕鯨船に乗船した者もいたし、（旧東洋捕鯨の後継たる）日本水産株式会社に雇用⁽²³⁾され、少なからぬ人員が捕鯨船に乗船したり、陸上事業所で解剖員として従事したりしていた。なかには南水洋操業の黎明期から南水洋捕鯨に従事した韓国人もいた [朴 1995: 324]。

解放後、日本から奪還した漁場において韓国人による近代捕鯨業が開始された。捕鯨業開発に取りくんだ先駆者たちは、まず捕鯨業の基本的生産手段となる捕鯨船の入手から着手した [朴 1995: 323-324]。そうした先駆者の代表格である金玉昌（1917～2005年）の回想によれば、金は「日本海洋漁業統制株式会社朝鮮従業員自治委員会」⁽²⁴⁾を組織し、以下に示す3つの方針を宣言した [朴 1995: 325]。

- ① わが国の捕鯨業は、われわれの民族資本で立ちあげ、外国人に干渉されることなく発展させていく。

- ② 捕鯨技術を習得した韓国人が約300名いる。かれらが帰国すると失業者になってしまうので、かれらに就業機会をあたえ、かれらの捕鯨技術を活用し、短期間で南氷洋と北太平洋の母船式捕鯨業にも進出する。
- ③ 捕鯨船を国内で建造する能力がないため、日本で交渉する。

このような方針をもとに日本水産株式会社を訪問した同委員会の代表者らは、植木憲吉社長と面会し、捕鯨船の売りわたしと韓国人従業員全員への退職金支給を要求した。協議の結果、同委員会は捕鯨砲が装備された木造船の第6征海丸（60総トン）と第7征海丸（45総トン）の購入にくわえ、退職金の支給に関する合意を獲得した。第6征海丸と第7征海丸は、韓国がはじめて所有することになった近代捕鯨船であり、韓国捕鯨史の幕を開ける主役となった〔朴 1995: 325-327〕⁽²⁵⁾。

1946年に設立された朝鮮捕鯨株式会社は、韓半島沿岸海域における捕鯨だけではなく、将来的には遠洋捕鯨業とマグロ漁業への進出も目標としていた。社長には日本の商業学校を卒業し、日本水産捕鯨部で勤務した経験をもつ朴徳伊^{パク・ドクイ}が就任した。同社の設立資本は日本水産から支給された退職金を集めたものにくわえ、幹部たちの投資によっており、民族資本で設立された捕鯨会社であった〔朴 1995: 328-329〕⁽²⁶⁾。

同社がはじめて捕獲した鯨類はシャチであった。1946年4月16日のことで、朝鮮捕鯨は記念すべきこの日を韓国捕鯨記念日（한국포경기념일）とした〔朴 1995: 328〕。

朝鮮捕鯨は設立当初から捕獲成績も良好であり、1946年には咸鏡北道清津^{ハムギョンブクトチョンジン}（청진）にある清津水産株式会社から捕鯨船2隻を購入し、合計4隻となった。当初は小型捕鯨船であるために小型のミンククジラの捕獲を目標としたが、1946年8月にナガスクジラの捕獲に成功すると、大型鯨類の捕獲に目的を転換した。同社の記録によると、1946年に66頭、1947年に45頭、1948年に56頭のナガスクジラを捕獲している。また、1934年以降に減少したと考えられていたコククジラも1948年1月に捕獲することができた。はじめて捕鯨砲を握った未熟な砲手が小型捕鯨船でこのような成果をあげたことは驚くべきことであった〔朴 1995: 330-346〕。

韓国捕鯨業の草創期となる1940年代後半には、朝鮮捕鯨につづいて、大同捕鯨（1947年設立）、東洋捕鯨（1948年設立）、金鱗捕鯨（1949年操業開始）などが、あいついで捕鯨業に参入した〔朴 1995: 340-341〕。会社内における利害関係に由来する紛争や経営難などがかさなって朝鮮捕鯨が1950年に廃業すると、1950年代には同社を前身とする大洋捕鯨（1949年）をはじめ、韓洋捕鯨（1951年）、韓国捕鯨（1952年）、大韓捕鯨（1952年）などが設立された〔朴 1995: 350〕。いずれの会社も韓国沿岸域において操業した。

1950年代の韓国の水産業は停滞期にあり、漁船の不足、漁業資材難、漁業経営資金難などの複合的な問題をかかえていた〔朴 1995: 352〕。外国からの援助により1949年から近代的漁船が導入され、国内における大・中型漁船の建造が目指されていた。しかし、それらはトロール漁船、機船底引網漁船、機船巾着網漁船などにかぎられ、捕鯨船の輸入や建造は援助の対象外であった〔朴 1995: 354〕。

1950年に勃発した朝鮮戦争によって出漁が中断された捕鯨業であったが、その翌年から出漁することができたために、戦時中においても命脈を維持することができた〔朴 1995: 352〕。国立水産振興院（국립수산진흥원）での研究歴をもつ邊昌明^{ビョン・チャンミョン}は、朝鮮戦争時の避難民にとって鯨肉は不足気味であったタンパク質を補った貴重な食料であったという〔邊 2005: 72〕。

朝鮮戦争がはじまり、ソウルをはじめとした北方からの避難民はから南方へくだっていった。

300万人を上回る避難民が、大邱（대구）や釜山などの洛東江（낙동강）東部一帯に集まったわけである。居住地のみならず食料不足もかさなり、かれらは過酷な避難生活を余儀なくされた。米国から小麦粉を中心とした食料援助がなされたものの、肉や魚などの動物性タンパク質は慢性的に不足していた。馴染みがないものであったとはいえ、廉価で味もよかった鯨肉は避難民にとって救世主のような存在であった。避難民は鯨肉をキムチチゲに入れたり、焼酎のつまみとしたりして避難生活の苦境にたえた〔邊 2005: 185〕。

このような釜山における避難生活で食した鯨肉は、邊が著書『鯨と人——昨日、今日、明日』を出版した2005年当時でも60歳代以上の人びとのあいだで語り草となっていたようである〔邊 2005: 183-185〕。1950年代に韓国の水産業が停滞していたなか、あらたな捕鯨会社が参入し、捕鯨関連産業に吸収された労働者が増加したことは先述したとおりである。その要因のひとつとして邊昌明が聞きとった戦時下における避難民が鯨肉を需要した物語は、たとえ幾分のノスタルジーが込められていたとしても、かなりの説得力をもつ。しかし、実際に避難民が消費した鯨肉量を検証できる資料的裏付けは筆者らにはできていない。

5.2 韓国捕鯨の躍進

韓国捕鯨史第3期たる1960年代初期には年間20隻の捕鯨船が出漁していた。もっとも多く捕獲できたところは蔚山周辺海域であり、そのつぎが蔚山（ウルサン）沿岸であった。西海岸の於青島（オチョンド）（여청도）沿岸で捕獲することもあったが、東海岸の比ではなかった。おもな漁場は蔚山沿岸から竹邊（ジュッピョン）（죽변）沿岸までの海域であった〔朴 1995: 383〕。

鯨肉はおもに水煮したものが好まれた。1966年12月に発行された『韓国水産業の現状』（韓国水産業의現状）上巻には、「鯨肉のおもな用途は大部分が煮熟肉であり、一種の嗜好食品、副食物としてのみ消費されている。捕鯨業界には加工施設が皆無であり、少数の缶詰業者が缶詰製品を一時的に加工していたこともあるが、現在では資源の減少と消費の不振および生産価格の関係でほとんど加工されていない」とある〔朴 1995: 403〕。1960年代当時、茹でた赤肉や内臓類を自転車に乗せて販売していた商人の姿を覚えている人も少なくない〔朴 1995: 403〕⁽²⁷⁾。

1960年代前半にも鯨肉を日本に輸出する会社は存在していた。しかし、国内消費量とくらべると、輸出量は比較にもならないほどに少なかった。その理由としては、鮮度維持が難しいことにくわえ、日本市場は価格変動が大きいためリス



写真9 韓国捕鯨をささえた砲手と機関長、船主の家族（2023年3月、長生浦鯨文化村で赤嶺撮影）

クが高いためであった [朴 1995: 405]。後述するように韓国から日本への鯨肉輸出量が増えるのは1970年代のことであり、水産業全体の高度化にともなって鯨肉の品質管理が可能になってからのことである [朴 1995: 441, 463]。

木造船で操業をはじめた韓国の捕鯨業は、1970年代に顕著となった韓国の工業化とともに「捕鯨の近代化」と称される時期にはいった。1970年3月、韓国には22隻の捕鯨船が存在していた。そのうち15隻が30総トン以上であり、のこりは30トン未満であった。大型船のうち4隻は比較的規模も大きな鉄鋼船であったが、それ以外は木造船であった [朴 1995: 434]。捕鯨船の近代化をはかるべく、新造船の進水があいついだ結果、1970年代末には50トン以上の大型鉄鋼船8隻があらたに建造された [朴 1995: 437]。

1978年には捕鯨漁業許可の上限が21件と定められたが [朴 1995: 436]、このことが捕鯨船の大型化・高速化だけではなく、操船装備としても一部の捕鯨船のみに設置されていた探鯨機の普及をうながした。同時に無線通信施設と方向探知機も装備され、捕獲効率は上昇していった [朴 1995: 438]。こうして捕鯨業は活況をみた [朴 1995: 441] (表8参照)。

現代自動車株式會社を擁する蔚山^{ヒョンデ}は、韓国を代表する工業都市である。しかし、20世紀前半の蔚山^{ウサン}は、港湾地区の長生浦^{チャンセンポ}が捕鯨で有名であった以外は典型的な農業地域であった。植民地期末期から存在した蔚山の工業都市化計画が本格化したのは1961年5月の朴正熙^{パク・チョンヒ}軍事政権の成立を契機としている。釜山^{プサン}開発を手がけた池田^{イケダ}佐忠^{サダ}は、日本列島と大陸の玄関口韓半島をつなぐ大動脈たる下関^{シモ関}—釜山^{プサン}航路の代替として油谷湾^{ユダ}（現長門市）と蔚山港^{ウサン}のあいだに油蔚^{ユウウ}航路の開発をも計画していた。1962年1月からはじまった経済開発5カ年計画で特定工業地区に指定された蔚山では、植民地期に池田^{イケダ}が埋め立てた地域を中心として工業団地が造成されていった [安倍 2015: 22]。

長生浦湾は1960年代以降に形成された蔚山工業団地の主要舞台であり、ロシアと日本の捕鯨基地があった場所は精油所と造船所などの石油化学産業の根拠地へと変貌していった [許 2014: 388]。しかし、このような蔚山の工業都市化と長生浦における捕鯨の記憶は異なる文脈に定位されており、その因果関係をあきらかにしている研究は皆無である。この点について、蔚山大学で歴史学を講じる許英蘭^{ホ・ヨンラン}は、長生浦で捕鯨業に従事してきた捕鯨第3世代のなかには捕鯨が中止されたのちに近郊の工業団地への転職者が少なくないにもかかわらず、そうした人びとですら⁽²⁸⁾、蔚山の工業都市化

表8 鯨類捕獲実績の推移 (1970年～1979年)

	捕獲頭数	重量 (MT)	金額 (1000ウォン)
1970	740	1,866	97,034
1971	755	2,155	126,117
1972	769	1,622	108,015
1973	886	2,191	99,544
1974	618	2,813	241,777
1975	574	1,608	298,070
1976	537	1,885	719,967
1977	1,059	2,254	1,331,268
1978	1,056	2,740	2,497,232
1979	924	2,077	2,444,217

出典：朴九秉 [1995: 442] より筆者作成。

注：朴が依拠した原資料は『水産統計年報』（農水産部、1980年）である。

と捕鯨に関する記憶が継承されていないことを指摘している。許は、そうした現実を捕鯨に関する記憶が地域社会の変容と分離されて再構築されていると批判している [許 2014: 404]。

沿岸捕鯨業が活況を呈するなか、1974年には韓国捕鯨業史はじめての遠洋海域への進出がおこなわれた。京林水産の金潤國キム・ユングクが第一京林號（299総トン）で小笠原諸島漁場へ出漁したのである⁽²⁹⁾。1974年1月2日、金潤國は遠洋捕鯨業の初漁となるニタリクジラの捕獲に成功した [朴 1995: 459-460]。1月6日からはグアム島とサイパン島のあいだを通過してハワイ方面にむかった。硫黄島東から100海里（およそ180キロメートル）では、韓国人捕鯨者としてはじめてマッコウクジラを捕獲した。

第一京林號は約50日間におよんだ操業で、ニタリクジラ5頭、マッコウクジラ5頭、イルカ類2頭を捕獲した [朴 1995: 460-461]。このように韓国史上初の遠洋捕鯨は成功裏におわったものの、会社経営の失敗により遠洋捕鯨事業の継続は不可能となった。その後、韓国から遠洋捕鯨業に進出した業者はない。そうしたことから、金潤國による遠洋捕鯨の試験操業は韓国の捕鯨業史上において記念すべき出来事として記憶されている [朴 1995: 460-461]。

1970年代には、捕鯨生産物の流通および消費も大きく変化した。ミンククジラのような小型鯨種は捕獲後に船上で解剖される一方、ニタリクジラのような大型鯨類は鯨体処理場に揚鯨して解剖される。煮熟肉をはじめ、冷凍肉、塩蔵肉が生産されるかたわら、鯨油も搾油された。しかし、鯨類は採油用途よりも、おもに食用として消費されていたため、鯨油の生産はそれほどでもなかった。脂皮と内臓類は獣肉として、赤肉は肉膾スユクとしておもに消費された [朴 1995: 462]⁽³⁰⁾。鯨肉のユッケは珍味であり、美食家たちが高価を支払いながらも好んだ。消費地は釜山、大邱、浦項、蔚山などの慶尚南・北道キョンサンナム プクトであった [朴 1995: 462]。

捕鯨業をふくむ水産業全体が好況であった1960年代にくらべても、1970年代は捕獲頭数が増加しただけでなく、鯨肉輸出高も大きく増加した（表9参照）。輸出は全量が日本にむけられた。IWCによる鯨類管理の強化とともに日本の捕獲枠が激減し、その結果として日本の鯨肉市場が輸入鯨肉に依存するようになったためである [朴 1995: 463]。

日本が韓国から輸入した鯨肉は、表12（第6節）が示すとおり、それほど存在感を誇示するものではない。量的に言えば、ソ連が圧倒的であり、アイスランドやスペイン、ペルーも韓国を凌駕している。しかし、図2が示すように、韓国から輸入する鯨肉の特徴は、キログラムあたりの単価の高さにあった⁽³¹⁾。韓国産鯨肉のほとんどが（冷凍ではなく）冷蔵品として輸入されており [原 1993: 77]、解凍する手間が省略できるうえに、解凍時に不可避となるドリップをださないためである。このことは、日本市場との指呼の距離にある韓国の地理的優位性とともに、19世紀末以来、日本市場に鯨肉を輸出してきた経験知も大きく作用しているものと思われる。

このように順調な発展とともに市場も拡大していった韓国の捕鯨業は、1978年末にIWCに加盟したことを契機として変容をせまられることになった。IWCが決定する捕獲枠内でミンククジラとわずかな大型鯨類を捕獲するしかなくなったからである [朴 1995: 491]（表10、表11参照）。



写真10 スユク（2023年3月、浦項の竹島市場にて撮影）

表9 鯨肉生産量と鯨肉輸出高の推移（1970年～1979年）

	生産量 (MT) (A)	輸出量 (MT) (B)	輸出金額 (1,000KRW)	B/A (%)
1970	1,866	566	333	30.3
1971	2,155	644	462	29.9
1972	1,622	546	481	33.7
1973	2,191	580	844	26.5
1974	2,813	950	1,138	33.8
1975	1,608	601	1,062	37.4
1976	1,885	814	1,572	43.9
1977	2,254	1,191	2,541	52.8
1978	2,740	704	2,387	25.7
1979	2,077	354	1,575	17.0

出典：朴九秉 [1995: 462] より筆者作成。

注：朴が依拠した原資料は近海捕鯨水産漁業協同組合の「現況及び決算書」である。

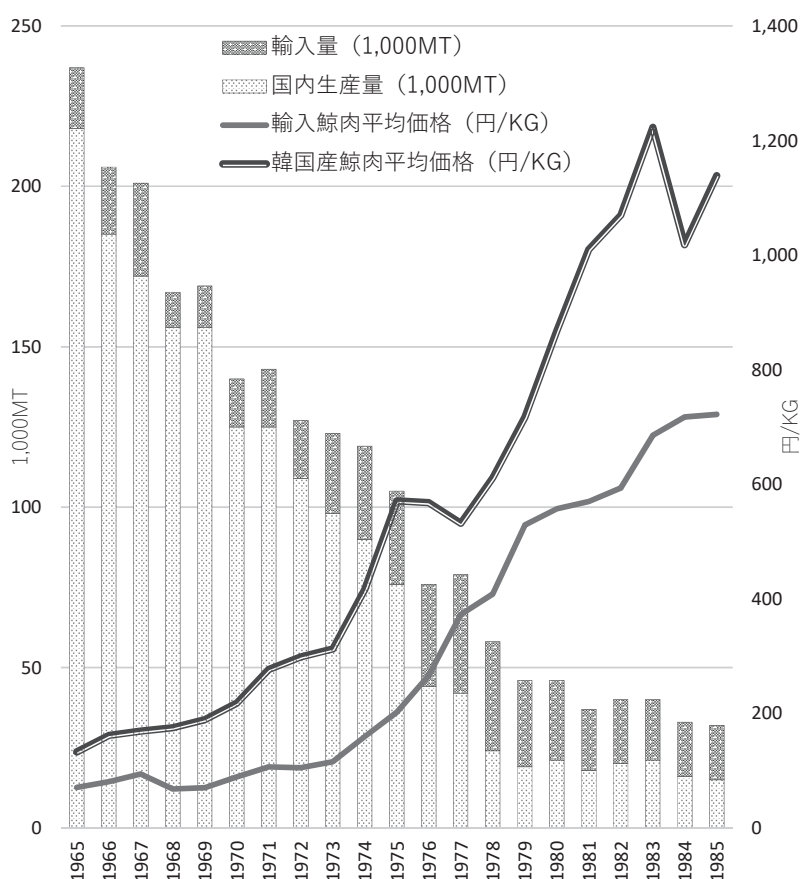


図2 日本市場に供給された鯨肉（1,000MT）と輸入鯨肉全体と韓国から輸入された鯨肉の単価（円/KG）

出典：『日本貿易月表』と『食料需給表』より筆者作成。

表10 鯨種別鯨捕獲頭（1958年～1985年）

	コク	イワシ	ナガス	ザトウ	ニタリ	ミンク	ほか	合計
1958	7	-	91	-	-	260	-	358
1959	7	-	83	2	-	296	-	388
1960	8	-	85	1	-	220	-	314
1961	3	-	78	1	-	110	-	192
1962	-	-	81	1	-	157	13	252
1963	2	-	53	-	-	291	-	346
1964	5	-	94	1	-	413	-	513
1965	-	-	17	2	-	247	-	266
1966	-	-	14	5	-	301	3	323
1967	-	-	20	-	-	335	1	356
1968	-	3	25	-	-	316	-	344
1969	-	-	35	-	-	386	-	421
1970	-	-	25	-	-	715	-	740
1971	-	-	25	-	-	730	-	755
1972	-	-	1	-	-	767	1	769
1973	-	-	4	-	-	882	-	886
1974	-	-	52	-	-	566	-	618
1975	-	-	13	-	-	561	-	574
1976	-	-	43	-	-	494	-	537
1977	-	-	26	-	-	1,033	-	1,059
1978	-	-	34	-	-	1,018	4	1,056
1979	-	-	18	-	-	906	-	924
1980	-	-	4	-	-	925	3	932
1981	-	-	-	-	1	760	2	763
1982	-	-	-	-	-	898	3	901
1983	-	-	-	-	-	485	3	488
1984	-	-	-	-	-	393	-	393
1985	-	-	-	-	-	122	-	122
合計	32	3	921	13	1	14,587	33	15,590

出典：朴九秉〔1995: 527〕より筆者作成。

注：朴が依拠した原資料は以下のとおりである（ただし、1980年～1985年の出典は不明）。

1958～1964年：元炳徽編、『韓国動植物図鑑7——動物編（哺乳類）』（文教部、1967年）。

1965～1979年：水産廳沿近海課資料。1976～1979年に捕獲されたナガスクジラはニタリクジラに分類されていたが、朴はナガスクジラとして取りあつかっている。

表11 月別ミンククジラ捕獲頭数（1958年～1979年）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
1958	25	20	21	25	50	70	15	8	9	10	7	-	260
1959	20	25	25	33	60	72	18	13	10	9	8	3	296
1960	15	17	-	29	45	56	20	12	9	8	7	2	220
1961	-	14	-	22	31	25	4	3	2	4	3	2	110
1962	-	-	-	5	65	58	22	1	2	3	1	-	157
1963	-	-	141	10	21	35	28	32	5	8	10	1	291
1964	6	6	93	58	70	48	47	21	3	3	56	2	413
1965	-	3	23	13	43	55	34	23	22	23	8	-	247
1966	-	-	15	13	74	28	49	52	8	20	35	7	301
1967	-	-	79	62	88	57	20	24	1	4	-	-	335
1968	-	-	79	23	45	61	55	18	14	6	15	-	316
1969	-	-	56	45	63	110	43	45	10	7	7	-	386
1970	-	12	72	86	175	256	94	4	1	5	10	-	715
1971	-	-	47	142	181	271	50	38	-	1	-	-	730
1972	-	24	55	73	17	210	66	107	118	12	30	55	767
1973	5	38	76	114	132	213	75	35	121	65	7	1	882
1974	-	17	105	75	128	131	28	7	39	20	16	-	566
1975	-	-	-	-	280	189	45	14	4	7	2	20	561
1976	-	53	118	109	76	75	7	-	9	43	1	3	494
1977	-	-	106	229	238	55	18	1	-	223	3	160	1,033
1978	-	-	64	93	181	128	13	-	19	438	54	28	1,018
1979	-	-	35	195	235	216	73	25	14	113	-	-	906
合計	71	229	1,210	1,454	2,298	2,419	824	483	420	1,032	280	284	11,004

出典：朴九秉 [1995: 528-529] より筆者作成。

注：朴が依拠した原資料は以下のとおりである。

1958～1964年：元炳微編、『韓国動植物図鑑7——動物編（哺乳類）』（文教部、1967年）。

1965～1969年、1975～1976年：『水産統計年報』各年度版（水産廳）。

1970～1974年：捕鯨漁業同組作成資料。

1977～1979年：『水産統計年報』各年度版（農水産部）。

5.3 商業捕鯨モラトリアムの衝撃

1978年12月29日に韓国はICRWを批准し、IWCの加盟国となった [IWC n.d.] (IWC31から正規参加)。その前史として韓国がオブザーバーとしてIWCに参加したのは、1975年に開催されたIWC27であった。これは前回IWC26において決議された非加盟捕鯨国への加盟をうながすため、総会議長がロンドンにある韓国大使館に参加要請をおこなったことを契機としていた [IWC 1977: 12]。翌IWC28 (1976年) へのオブザーバー派遣を見送ったものの、IWC29 (1977年) 以降は特別会合もふくめ、すべての会合に韓国はオブザーバーを派遣している。1977年12月に開催された特別会合では、韓国政府（とペルー政府）がIWCに加盟した場合の義務について照会している [IWC 1979: 8]。IWCと韓国政府とのあいだでどのようなやりとりが交わされたのか興味深いところであるが、結果としてIWC30 (1978年6月) において韓国、チリ、スペイン、ペルー4カ国のオブザーバーが、IWC31までには加盟することを表明した [IWC 1979: 30]。

1974年からIWCへの加盟を要請されていた韓国であるが、同国の捕鯨業が沿岸域において小規模に経営されるものであることから、IWCに加盟することによって不利益を被ることが予見された。そのため、韓国政府はIWCへの加盟を保留してきた [朴 1995: 422]。ところが、1976年に米国がIWC非加盟捕鯨国に対してIWCの管理効果を減じる国からの水産物輸入を禁じる

ペリー修正法⁽³²⁾(1971年改正)を適用すると通告してきたため、事態は急転した [朴 1995: 422]。

1977年6月に開催されたIWC29では、米国が主導してIWC 非加盟捕鯨国からIWC 加盟国が鯨肉を輸入することを禁止する決議が採択された [IWC 1978: 31]。これまで韓国産鯨肉は日本が独占的に輸入していたが、韓国が非加盟国のままであると、日本も韓国から鯨肉を輸入することができなくなることになった。そうしたことから日本政府も1978年2月に駐韓日本大使館を通じて韓国にIWCへの加盟を勧誘した。このような経緯から韓国は捕鯨業を継続していくために、1978年12月29日にICRWを批准したのであった [朴 1995: 423-424]。

IWCへの加盟以降、韓国は1980年からIWCの制限内で捕鯨業を維持するかたわら、おなじく捕鯨国のノルウェーや日本などの代表とともに事前協議をおこない、韓国における捕鯨業の存続を保障するために努力した。韓国の捕鯨業の零細性を理解してもらうとともに、捕獲枠確保に関する支援を米国代表に要請していた [朴 1995: 475-476]。

こうした努力もあってか、捕鯨業者がIWCの行方を楽観視していたことはいなめない。しかし、IWC34(1982年)において1986年からの商業捕鯨モラトリウム発効が決定されると、捕鯨業者たちは大きな衝撃をうけた [朴 1995: 512]。韓国政府も1985年12月31日に水産資源保護令(수산자원보호령)として鯨類の捕獲禁止を告示した。失職することになった捕鯨業者と捕鯨船員たちに対して、1985年10月、水産庁は捕鯨漁業代替計画(포경어업 대책 추진 계획)を発表した。既存の捕鯨船は政府が買いとることになり、船員たちには補償金と転業支援金が支給された [朴 1995: 522-524]。

他方、1985年に韓国政府は翌年から1990年までの5年間に科学研究のためのミンククジラの捕獲調査計画を立案した [朴 1995: 506-507]。その計画にもとづいて1986年には国立水産振興院(국립수산진흥원)から指定された元捕鯨業者たちが「韓国近海鯨資源調査約定」(한국 근해 고래 자원조사약정)をむすび、特別に許可された捕鯨船4隻を動員してミンククジラの捕獲調査を実施した [朴 1995: 509]。4月1日から10月31日までの計画で開始したにもかかわらず、海外からの批判もあって調査は7月に中断された [朴 1995: 509-510]。この間、韓国は69頭のミンククジラを捕獲している [IWC n.d.]。

韓国代表はIWC38(1986年)とIWC39(1987年)において、捕獲調査と目視調査に関する報告書を提出し、科学研究のための特別許可を得るために努力した [朴 1995: 511]。しかし、1987年には韓国による調査捕鯨の中止を要求する50通もの信書が韓国政府代表へ届けられた。このような環境のもと、IWC39では韓国政府に対して科学目的のための特別許可の発給を慎むべきことを勧告する決議(IWC/39/44)が提案された。同決議案は米国が提案したものであり、投票の結果、賛成19、反対3、棄権9で採択された [IWC 1988: 14]。こうして韓国政府が鯨類捕獲調査を断念したことを、朴九秉は漢語をもちいて「挫折」と表現している [朴 1995: 511]。

6 混獲のポリティクス——密漁と密輸をめぐる捕鯨政治のせめぎあい

6.1 非加盟国問題

韓国がIWCのメンバーとなったことは、1972年6月にストックホルムで開催された国連人間

環境会議（UN Conference on the Human Environment）が決議した「すべての商業捕鯨の10年間の停止」をうけてIWCがおこなった管理体制強化のための自己改革と無関係ではない。

人間環境会議の閉幕直後に開催されたIWC24において、IWCの科学委員会は「鯨類の保全は種・系群ごとにおこなうべき」として同会議が採択した捕鯨停止決議を一蹴した [IWC 1974: 20, 23-25]。その一方で、IWCは事務局体制を強化するとともに、南極海におけるシロナガス換算方式（BWU: Blue Whale Unit）を廃止し、鯨種ごとに捕獲枠を設定することとし、あらたにマッコウクジラとミンククジラにも捕獲枠を設定するなどの管理強化にのりだした（マッコウクジラについては雌雄別に捕獲枠を設定）。

こうしたIWCによる管理を効果的なものとするため、①IWCに非加盟のまま、IWCの規制に従うことなく操業する捕鯨国に加盟を呼びかけるとともに [IWC 1974: 27]、②加盟国が非加盟国に（中古の）捕鯨船などを譲渡することを禁じることが合意された [IWC 1974: 35]。翌1973年に開催されたIWC25でも、非加盟国による捕鯨が議題となり（議題17）、国連事務総長に要請してIWCへの加盟を働きかけてもらうことが決議された [IWC 1975: 10]。しかし、なかなか非加盟国問題は捗らず、翌IWC26（1974年）では、国連事務総長にくわえ、人間環境会議の産物ともいえる国連環境計画（UNEP: UN Environmental Programme）の事務局長経由でもIWCへの加盟を働きかけてもらうこととなったが [IWC 1976: 12, 30]、その効果は限定的であった。

事態が急転したのはIWC28（1976年）であった。前年のIWC27では新管理方式（NMP: New Management Procedure）と呼ばれる、ストックの資源状態を3段階に分類し、資源状態に応じて捕獲枠を設ける管理手法の導入が決定された [IWC 1977: 6-9, 22]。しかし、ミンククジラの北太平洋西部系群は、非加盟国である韓国も捕獲していることから十分なデータが得られず、資源状態を判断することができなかった [IWC 1977: 24]。また北大西洋でもアイスランドが捕獲対象とするマッコウクジラが非加盟国であるポルトガルとスペインによって捕獲されていることから [IWC 1977: 25]、適切に管理できない事態もあきらかとなった。こうしたことから、これまで以上に非加盟国に加盟を呼びかける必要性が認識され、かつ中古の捕鯨船や漁具の譲渡にくわえ、捕鯨技術や知識など非加盟国による操業を利する支援を加盟国がおこなうことを禁止することが決議された [IWC 1977: 26, 32-33]。

日本にとってさいわいなことは、IWC29（1977年）に以来「北太平洋西部系群」（North Pacific Western Stock）とされていたミンククジラの系群を「オホーツク海—西太平洋系群」（Okhotsk Sea-West Pacific Stock=O Stock）と「日本海系群」（Sea of Japan Stock=J Stock）に2分割することが合意されたことである。その結果、前者の年間捕獲枠を400頭、非加盟国である韓国が捕獲対象とする後者の捕獲枠は未定とされた [IWC 1978: 20]。

しかし、非加盟国の加盟が進まずに鯨類管理がままならない状況を憂いたIWCは、非加盟国にIWCへの加盟をせまるべく、（加盟国の非加盟国からの）「鯨製品の輸入の阻止」（Prevention of importation of whale products）と、（加盟国から非加盟国への）「捕鯨船などの譲渡の防止」（Prevention of transfer of whaling vessels etc.）というふたつの決議を採択するにいたった [IWC 1978: 31]。

これらの決議が功を奏したのであろう。翌1978年に開催されたIWC30では、韓国、ペルー、チリ、スペインが1979年の会合（IWC31）までにメンバーとなる予定であることが報告された

[IWC 1978: 30]。事実、韓国が1978年末、ペルーが1979年6月18日、チリとスペインはIWC31開幕直前の1979年7月6日にIWCに加盟した[IWC n.d.]⁽³³⁾。その結果、韓国も加盟したIWC31では、ミンククジラのJストックの捕獲枠を5年間3,634頭（年間最大捕獲頭数940頭）とし、Oストックは5年間1,678頭（年間最大捕獲頭数421頭）で合意された[IWC 1980: 28]。

6.2 海賊捕鯨問題

IWCの記録をふりかえるかぎり、IWCの規制に縛られずに捕鯨をおこなう非加盟国に非難が集中することは理にかなったことのように感じられる。しかし、韓国にしろ、チリにしろ、ペルーにしろ、スペインにしろ、そうした非加盟国がIWCの要請を拒絶してまでIWCの規制外で捕鯨をおこなおうとしていたことには、それなりの理由があったはずである。非加盟国主要4カ国が1978年末から1979年7月までの短期間に揃ってIWCに加盟したのは、どのような事情によっているのであろうか。

表12は、(旧)大蔵省が編集した『日本貿易月表』（以下、『貿易月表』）から日本が輸入した鯨肉の重量を国別にまとめたものである。『貿易月表』に鯨肉（生鮮又は冷凍のもの）の項目（011-820）がたてられるのは1962（昭和37）年のことである。しかし、当時は輸入の総量（13,885,874kg）と総額（907,583,000円）が記載されているだけで、輸入実態の詳細は不明である⁽³⁴⁾。

国別の詳細がわかるのは1965（昭和40）年以降のことである。そこで表12にIWCによる商業捕鯨^{モラトリアム}の一時停止が発効した1986年までを整理した（実際にはアイスランドがIWCを脱退する1991年まで日本はアイスランドから鯨肉を輸入しつづけていた）。1962/63漁期を最後に南氷洋捕鯨から撤退した英国が、1965年に3,006トンもの鯨肉を輸出しているのは、南氷洋で生産した在庫であろう。米国の沿岸捕鯨は、1972年に海洋哺乳類保護法（Marine Mammal Protection Act）が制定されるまでつづいたが、『貿易月表』で判断するかぎりでは1965年の345トンを最後に日本への輸出は途絶している⁽³⁵⁾。ノルウェーからの鯨肉輸入が1969年以降に極端に減少しているのは、同国が1967/68年漁期を最後に南氷洋での母船式捕鯨から撤退し、沿岸捕鯨に転換したためだと思われる。留意すべきは基地式捕鯨とはいえ、南極海で操業していた英領フォークランド諸島である。1965年に2,425トン（同年の輸入量の12.9パーセント）、1966年に1,638トン（同7.8パーセント）も日本に輸出している。1965年と1966年に「そのほか」が多くなっているのは、英領フォークランド諸島からの大量輸入によっている。英領フォークランドからの輸入が終了した1967年以降の「そのほか」は、すべてが輸出品50トン未満の国である。

表中に薄灰色でマークした国がIWC加盟国である。国名を太字で示した9カ国は1946年に15カ国でICRWが締結されたときの原署名国である（原署名国でありながら、ペルーとチリ、ブラジルの3カ国が遅れて批准したのは興味深い）。韓国、チリ、ペルー、スペイン以外にもたくさんの非加盟国から日本が鯨肉を輸入していたことがわかる。チリとペルーからの輸入が多かった1965年（合計7,598トン）と1968年（合計5,975トン）は、日本が輸入した鯨肉の半分以上が非加盟国からであった（1969年と1970年も40パーセント台）。いまだ非加盟国問題がIWCで顕在化していなかった時期のこととはいえ、驚かされる数字である。

たしかにIWCで非加盟国問題が議論されはじめた1972年以降、日本が輸入する鯨肉に占める非加盟国産鯨肉の割合は減少していつている。その意味ではIWCに協力しようとする日本の努

表12 日本が輸入した鯨肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のもの、トン）と IWC 非加盟国からの輸入が総輸入量に占める割合（％）

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
韓国	212	207	149	77	102	591	620	518	734	889	613	1,195	2,251	2,383	1,829	1,411	690	901	644	936	1,059	
北朝鮮							8	102	67	65	158	38	34	7								
台湾															394							
ノルウェー		8,093	15,814		48	129		202						81	549	506	388	484	1,316	358	695	133
ソ連	3,552	3,265	6,036	3,646	5,914	6,535	10,765	9,700	16,540	18,572	21,293	22,853	26,111	18,421	12,166	11,884	9,131	10,003	8,496	8,493	7,373	459
カナダ	1,601	1,693	1,447	1,071	98	1,217	1,808	2,382	526													
南アフリカ		152	782	377	1,028	1,149	789	822	505	190	313	207										
英国	3,066																					
米国	345																					
ベルー				3,621	5,344	5,300	3,270	2,994	1,584	2,508	1,989	1,492	1,450	2,019	1,057	1,543	846	1,449	1,463	692	1,473	
チリ	7,598	5,964	4,335	2,354							6	88			27	563	562					
ブラジル				11	4						115	48	320	319	1,082	819	1,057	662	1,252	1,190	1,518	1,076
アイスランド							305	968	2,921	3,016	2,269	3,703	2,926	4,285	3,667	4,712	3,956	4,019	4,126	3,871	3,265	1,365
スペイン								376	1,967	682	556	1,374	1,353	2,645	4,654	3,940	2,312	2,041	1,542	1,153	887	290
バハマス						474	272	175														
キプロス														2,776	1,607							
アンゴラ									584													
ソマリア									2,086		1,510	1,478	2,235	597								
その他の国	2,444	1,646				1		38	49	7				5	5			53	45	428	280	
合計	18,818	21,020	28,564	11,158	12,539	15,396	17,838	18,277	25,477	28,578	28,822	32,476	36,760	34,006	27,449	25,378	18,942	19,612	18,838	16,738	16,698	3,603
非加盟国からの輸入（％）	54.4	37.2	15.7	54.3	43.5	41.3	23.4	23.0	19.6	23.8	16.8	17.4	19.9	30.7	7.3	0	0	0	0	0	0	0

出典：『日本貿易月表』（大蔵省）より筆者作成。

注1：品目コードと項目は、以下のとおり：1965年・1965年 #011-820「鯨肉（生鮮又は冷凍のもの）」、1967年 #011-820「鯨肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のもの）」、1968年～1975年 #011-820「鯨の肉及びくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のもの）」、1976年～1986年 #02.04-100「鯨の肉及びくず肉」。

注2：原資料の単位キログラムをメトリックトンとし、四捨五入して表示した。

注3：太字で示した国は原署名国。薄く編みかけた部分が加盟期間。

力は評価にあたいする。しかし、その過程にあってアンゴラやソマリアから大量の鯨肉を輸入していたことには注意が必要である⁽³⁶⁾。

それというのも、バハマス（バハマ）やアンゴラ、ソマリア、サイプラス（キプロス）から輸入された鯨肉は、すべてとはいわないものの大部分がアフリカ西海岸でイワシクジラやナガスクジラなどを乱獲し、批判されていたシエラ号（Sierra）によるものである蓋然性が高いからである〔朝日新聞 1979〕。

IWC 非加盟国に船籍をおき、IWC の規制外でおこなう捕鯨は「海賊捕鯨」（pirate whaling）と呼ばれるが〔Brownell et al. 2018〕、シエラ号は海賊捕鯨船の代表格である。もともと1960年にオランダでキャッチャーボートとして建造された同船（AM4号、683総トン）は、1967年にケープタウンの会社に売却され、船尾にスリップウェー、急速冷凍設備と冷凍船艙を装備した世界初のキャッチャー・工船兼用の新型捕鯨船ラン号（Run）として生まれかわり、船籍をバハマスにおいた。1972年に所有者が交代してシエラ号となり、ソマリア（1973年）、サイプラス（1975年）へと船籍をかえていった（括弧内は船籍を変更した年）〔原 1993: 69-71; Hart 2016: 195-196〕。

1970年から1979年にかけてアンゴラをのぞくバハマスからソマリア、サイプラスへと日本が調達する鯨肉の輸入先が変化していった軌跡は、まるでシエラ号の船籍国の推移をなぞるかのごとくである。しかも、シエラ号には解剖要員・検査要員として4名の日本人が乗船していたこともわかっており〔朝日新聞 1976〕、こうした事実が中古の捕鯨船や漁具だけではなく、捕鯨関連技術や知識を非加盟国に供与することを IWC が禁止する決議の背景に存在したわけである。

IWC の公式記録は外交文書でもある以上、当該国を直接的に非難することは避けている。しかし、1977年に IWC29 で採択されたふたつの決議は、海賊捕鯨に関与するとともに、非加盟国から積極的に鯨肉を輸入していた日本への批判を意図したものであった。

海賊捕鯨の撲滅に消極的な日本政府に業を煮やした米国は、IWC31 の開催を目前に控えた1979年6月22日、上院商務委員会で国務次官補が「“海賊捕鯨”を根絶させるには鯨の最大の消費国である日本の協力が不可欠である」と述べ、海賊捕鯨根絶に果たす日本の責任を問責するにいたった〔毎日新聞 1979〕。こうした批判にこたえるため、日本政府は IWC31 開幕まであと4日という「7月5日より非加盟国からの鯨肉輸入全面禁止」措置を講じることとなった〔日本経済新聞 1979; 読売新聞 1979〕⁽³⁷⁾。

6.3 密輸問題

海賊捕鯨問題——IWC 非加盟国による乱獲——は、ポルトガルのリスボン港で修理中だったシエラ号が1980年2月7日に爆発されて沈没したことで〔毎日新聞 1980〕、一件落着をみた。しかし、日本は、もうひとつの解決すべき課題——密輸問題——もかかえていた。

日本政府が IWC 非加盟国からの鯨肉の輸入禁止を打ちだした1979年の統計で注意をひくのは、台湾が394トンの鯨肉を輸出していることである。『貿易月表』で台湾からの鯨肉輸入が確認できるのは、1979年7月の394トンだけである。不思議なことに、それ以前にも、それ以後にも、台湾からの鯨肉輸入を『貿易月表』では確認できないのである。

戦前の植民地期より、台湾は近海に生息しているザトウクジラをおもに捕獲し、戦後は西部太平洋でニタリクジラも捕獲した〔楊 1964; 林 2023〕。そうした歴史にくわえ、マグロ類でもエビ

類でも台湾と日本の水産業界の緊密な関係性はもちろん、現在までつづく台湾と日本の強固な経済関係からすれば、台湾からの鯨肉輸入が1回かぎりというのは、不可解にもほどがある（『貿易月表』によれば、台湾が日本から1988年までマッコウ油を、1991年まで鯨蠟を輸入していたように、2国間で鯨製品の取引がなかったわけではない）。

第一、国内法の整備によって、IWC 非加盟国からの鯨肉輸入が禁止される1979年7月5日以前であれば、（IWC29の非加盟国からの鯨製品輸入禁止決議に違反するとの道義上の問題はあっても）台湾からの鯨肉輸入には、なんら法的障壁は存在しなかったはずである。まるで台湾からの鯨肉輸入を隠蔽しようとするかのような『貿易月表』を無批判に受容するのは危険である。

台湾で生産されたすべての鯨肉が密輸として日本にはいつてきていたとは考えにくいだが、一定程度はIWCへの非加盟時代・加盟直後の韓国を経由していたことが察せられる。たとえば、1980年3月15日の『朝日新聞』（夕刊）は、「多すぎる韓国からの鯨輸入 実は台湾のものも？ 規制違反 水産庁など調査へ」という記事を掲載し、非加盟国の台湾から韓国へ輸出された鯨肉が韓国産として日本に輸入される「三角貿易」の可能性に言及している〔朝日新聞 1980〕。

第5節で論じたように、1970年代の韓国捕鯨は捕鯨船をはじめとする近代化を経験した。それまで多くとも890トン（1974年）程度にすぎなかった韓国からの鯨肉輸入が1976年には1,200トンとなり、その2年後の1978年には2,380トンと、およそ2倍に拡大しているのは、そうした近代化の帰結だとも考えられる。しかし、この報道の翌年（1981年）以降は690トンに輸入量が急減していることは、単なる偶発的なこととも思えない。

IWC31（1979年）より正規の加盟国となった韓国には、翌1980年漁期からミンクジラのJストック940頭にくわえてニタリクジラの東シナ海系群（East China Sea Stock）19頭の捕獲枠が付与された〔IWC 1980: 28, 40; IWC 1981: 6〕。とはいえ、『朝日新聞』の記事は1頭のニタリクジラから生産可能な鯨肉は6トンで、19頭分でも100トン前後にすぎないことから、「台湾産のニタリクジラ肉が韓国に流れ、それが韓国産として日本に輸入されている」と推察しているわけである⁽³⁸⁾。第一、1979年までしかデータがないものの、表9で韓国側の近海捕鯨水産漁業協同組合が示す輸出量と日本の税関が編集した『貿易月表』に記された輸入量には大きな乖離が存在している点に注意する必要がある。

ことの是非は別としても、その後も台湾からの密輸は、つづいたと考えるべきであろう。朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、日本経済新聞社のデータベースによると、商業捕鯨モラトリウム発効を控えた1984年9月以降、非加盟国である台湾から密輸された鯨肉が摘発された事件報道が散見できる。報道された事例は氷山の一角にすぎないことが予想されるものの、表13に上記4社のデータベースで把握できた密輸事件の一覧を整理した。その初報は1984年9月13日の『読売新聞』朝刊の「サメと偽り鯨肉密輸」と題した記事で、台湾南部の良港・高雄から40トンちかい鯨肉が密輸された報道である〔読売新聞 1984〕。1988年1月に摘発された事件は、あらかじめ台湾から香港に運搬しておいて、香港から日本への密輸を試みようとした、確信犯的な事件であった。同様に1989年1月の事件も、捕鯨をおこなっていないシンガポールを経由地とし、第3国から輸入したものを日本に再輸出しようとしたものであった。報道からは原産国を特定できないが、1980年代後半の政治経済状況を考慮すれば、これも台湾産鯨肉（ニタリクジラ肉）であったと考えるのが自然であろう。

そうした事情について、1987年6月に合計280トンちかいニタリクジラ肉が摘発された「史上最大



写真11 ニタリクジラの解剖
(2021年6月、捕鯨母船日新丸にて赤嶺撮影)

表13 主要4紙の報道からたどる日本への鯨肉密輸事件

年	月	出荷地	摘発地	重量 (MT)	備考
1984	9	高雄	大井埠頭 (東京都)	40	
1985	3	台湾	静浦漁港 (静岡県)	50	
1987	6	高雄	石巻漁港 (宮城県)	279	ニタリクジラ
	12	台湾	福岡空港 (福岡県)	6	
1988	1	香港	丸亀港 (香川県)	105	台湾産
1989	1	シンガポール	鹿児島新港 (鹿児島県)	135	台湾産
	4	台湾	石垣海上保安部 (沖縄県)	28	
1992	11	高雄	那覇港 (沖縄県)	7	台湾産ニタリクジラ
1994	2	ウラジオストク		200	未遂。台湾産
	5	釜山	長崎漁港 (長崎県)	11	
1996	2	韓国	大阪港 (大阪府)	5.8	ニタリクジラ

出典：筆者作成。

の鯨肉密輸事件」の全容が判明しつつあった同年12月20日の『日本経済新聞』朝刊は、捜査にあたった宮城県警石巻署捜査本部で取材した「台湾側には冷凍鯨肉がまだ約750トンも保管されている」との談話につづき〔日本経済新聞 1987a、傍点は引用者による〕、「台湾はIWCに加盟しておらず、日本が減船、売却した捕鯨船を使って小笠原諸島周辺でニタリ鯨をとり、日本へ輸出していた。しかし、日本がIWC非加盟国からの輸入も1979年に禁止したため、1981年以降は捕鯨を完全に中止した。／ところが、この時点で約5千トンの鯨肉が台湾・高雄周辺の冷凍倉庫に保管されており、今回の事件が摘発される前もいろいろなルートで日本に流れ込んでいたという。台湾では鯨を食べないため、在庫品は日本に送り出す以外にない、というのが関係者の見方だ」と伝えている〔日本経済新聞 1987b、傍点引用者〕。

1986年に発効した商業捕鯨モラトリウムに対して日本は、一度は留保を表明したものの、米国との協議——日米捕鯨協議——の過程で最終的には留保を撤回することとなり、1987年度末を

もって商業捕鯨の一時停止に踏みきった。つまり、上記の密輸事件は、いずれも商業捕鯨モラトリアムをうけて、鯨肉価格が高騰していたころのものである。事実、1989年4月初旬に石垣海上保安部が摘発した事件は、品不足に目をつけたブローカーが続々と台湾入りしているとの情報をうけ、海上監視を強化しているさなかにおこったもので、石垣島沖東シナ海をパトロールしていた巡視船が不審船に停船を命じて発覚したものであった[朝日新聞 1989]。当時の記事からは、暴力団も絡んだ密輸ブローカーが介在していることを関係省庁が察知し、連携していたことがうかがわれる。とはいえ、そうした警戒こそが、台湾にまだ鯨肉の在庫が大量にのこされていることを前提とした措置であったわけである⁽³⁹⁾。

1989年4月以降は、1992年11月まで鯨肉密輸の報道はない。以後、注目されるのは、未遂におわったとはいえ、1994年5月にはロシアのウラジボストク経由で220トンもの台湾産鯨肉を密輸しようとした事件の発覚である[読売新聞 1994]。この事件はすでに同年2月に AP 通信社発の短報として報道されていたが[日本経済新聞 1994]、『読売新聞』の記事は開催中だった IWC46 の違反小委員会 (Infractions Sub-committee) での報告を受けたものであった[IWC 1995: 19; USA 1994]。

興味深いことに日本の新聞報道で調べるかぎりでは、この未遂事件のあと、台湾ではなく、韓国からの密輸が小規模でなされるようになったことがわかる。『読売新聞』は、1996年2月に韓国から大阪港に密輸しようとして摘発された鯨肉5.8トンがニタリクジラであると報じているし[読売新聞 1996、傍点引用者]、同事件をあつかった『朝日新聞』も「捜査当局は、かなり古い肉とみており、関係者は10年以上前に捕獲、冷凍されたものと推定している」と伝えているので[朝日新聞 1996、傍点引用者]、この鯨肉が1987年時点で750トンとされた台湾産鯨肉の在庫であった可能性は否定できない。

地域に限定的な食慣行であるとはいえ、蔚山を中心とする韓半島東南部では現在も鯨肉需要が旺盛である。短期間の予備調査というものの、2023年3月に現場を歩いた感覚からすれば、一定の鯨肉需要がある一方で法的に混獲しかありえない現代韓国で、はたして日本へ密輸にまわすほどの鯨肉を確保しえたのか、という疑問がわいてくる。この点については第7節で再考する。

6.4 DNA 分析があぶりだす諸問題

産地がどこであれ、実際に日本に鯨肉が密輸され、摘発が多発したことは事実である。こうした事態に対処するため、IWC46 (1994年) から IWC50 (1998年) までの5回にわたり、連続して鯨肉の違法取引を防止するための決議がなされている[IWC 1995: 44-45; IWC 1996: 45; IWC 1997a: 49; IWC 1997b: 46; IWC 1998: 45]。要点は、① CITES との協働を重視する姿勢をあらためて打ちだしたこと、②当時、急速に進歩していた DNA 分析の利用に踏み込んでいることである。

IWC46で採択された「鯨肉と鯨製品の国際取引に関する決議」では、①1979年の IWC31で採択された「保護対象鯨種の国際取引禁止」決議にいたった経緯と、②1979年3月に開催された CITES CoP2で確認された IWC と CITES の協力関係を再確認するとともに[CITES 1979a; 1979b]、③市場の透明性を担保するため、a) 加盟国内の市場で流通している鯨肉と鯨製品の情報、b) それらが商業捕鯨で捕獲されたものなのか、c) 調査捕鯨で捕獲されたものなのか、d) 混獲なのかについて、IWC の年次総会時に違反小委員会に報告することが取りきめられた[IWC 1994: 44-45]。

IWC46が開催された1994年は、IWC にとっても、CITES にとっても、転機となった年である。

ひとつめは改訂管理方式（RMP: Revised Management Procedure）と呼ばれる管理手法が IWC46で採択されたことである。IWC34（1982年）で商業捕鯨モラトリアムが決定されたのは、鯨類の資源状態が不確実なため、ひとまず商業捕鯨を停止し、資源状況をみきわめたうえで、捕獲枠を再検討するという予防的措置（precautionary approach）によっていた。そのため IWC では科学委員会が中心となって資源状況を精査するとともに適切な捕獲枠を算出するための管理方式——RMP——の開発に着手した。IWC44（1992年）に先立つ科学委員会で満場一致で採択された RMP であったが、IWC 内の政治のために2年も遅れて総会での採択となった。

つぎに、それまで南極海でしか実施されていなかった日本による鯨類捕獲調査（調査捕鯨）が拡張し、1994年から北西太平洋でも実際されることになった点である。北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN: Japanese Whale Research Program under Special Permit in the Northwestern Part of the North Pacific）は、初年度の1994年にミンククジラ21頭の標本目標からはじめ、翌1995年度以降は100頭の採集目標を設定したものであった。

RMP を実施するためには、混獲など偶発的な捕獲を把握し、変数として計算する必要もあったし、南氷洋で採集された330頭（1995/96年漁期から440頭）にくわえ、北西太平洋の100頭分のミンククジラ肉が市場で流通することになるわけである（しかも、1993年にはノルウェーが296頭の捕獲枠でミンククジラの商業捕鯨を再開したうえ、1994年の捕獲枠として316頭を設定していた）。そうした正規の鯨肉を隠れ蓑として、密漁や未報告のまま混獲された鯨肉が取引されることが危惧された。そのため、IWC としては、加盟国で流通している鯨肉の素性を把握する必要が生じたのである。

3点目は CITES の決議である。1994年は5月に IWC46がメキシコで、11月に CITES CoP9が米国で開催される二重開催の年であった（1979年は3月に CITES、6月に IWC が開催された）。IWC46での CITES との協力強化決議をうけて、CITES でも開催国である米国が「鯨肉の違法取引」と題する文書（Doc. 9.57）を提出した。同文書は、CITES と IWC の協力関係の歴史をふりかえるだけでなく、1980年代から1990年代初頭にかけて日本が絡んだ鯨肉密輸事件を詳細に紹介し、CITES と IWC の協力を強固にする必要性を主張するものであった [USA 1994]。その結果、CITES CoP9では、この議論にもとづいてニュージーランドが提案した「鯨肉の違法取引」に関する決議（Conf. 9.12: Illegal Trade in Whale Meat）が採択された。

決議9.12では言及されていないものの、米国は Doc. 9.57において、世界的に著名な米国の科学誌『サイエンス』の1994年9月9日号に発表された「捕獲されている鯨種はどれか？ 捕鯨を監視するための分子遺伝学的アプローチ」という研究成果を紹介している [Baker and Palumbi 1994]。同研究は日本で小売りされている鯨肉の DNA を分析し、その産地（系群）を特定しようとしたもので、分子遺伝学（molecular genetics）的手法をもちいて違法な操業と取引をあきらかにし、鯨類の保全を実質化しようとする先駆的研究である⁽⁴⁰⁾。

こうしたことから、先述したように一連の「鯨肉の違法取引を防止するための仕組みづくり」に関する決議のうち、CITES CoP9以降に開催された IWC47（1995年）から IWC49（1997年）まで3年連続で採択された決議には、CITES と協力することにくわえて DNA を活用することの2点が盛り込まれている [IWC 1996: 45; IWC 1997a: 49; IWC 1997b: 46]。これが4点目の転機である。事実、IWC の決議にこたえるかのように、日本や韓国で小売りされている鯨肉の DNA を分析する分子遺伝学研究は進展していった [Baker et al. 1996, 2000, 2006, 2007, 2010; Dalebout



写真12 ジャガルチ市場（釜山）で売られていた鯨類のスユク（2023年3月、辛撮影）

et al. 2002; Kang and Phipps 2000; Milles et al. 1997]。

当時、日本が調査捕鯨で採集していたのはミンククジラだけであつたし、第2節で確認したように韓国で混獲される髭鯨類のなかではミンククジラが最多であつた。そのためミンククジラ肉に焦点を絞ってなされた研究が少なくないなかで [Baker et al. 2007; Dalebout et al. 2002; Lee et al. 2019; Lukoschek et al. 2009; MacMillan and Han 2011]、Baker et al. [2000] は、日本で流通しているミンククジラ肉にJストックが予期された以上に多かったことをあきらかにし、日本国内（日本海側）で混獲されたものの未報告で流通した鯨肉か、もしくは韓国で混獲されたものが日本に密輸されているか、の2択の可能性を指摘した [Baker et al. 2000]。

他方、興味深いことに同研究は、韓国で採集した標本から韓国内で流通していないはず——韓国では混獲されえないはず——のOストックと南極海のミンククジラのDNAも検出している [Baker et al. 2000: 1196]。断言はできないものの、これらは日本から密輸された鯨肉と考えるのが自然である。次節で総括するように、台湾—韓国—日本の「三角貿易」ルートのみならず、日本—韓国間には、散発的とはいえ不可視な鯨肉取引が現存すると考えるべきである。

こうした1994年前後のIWCとCITESをとりまく複雑な政治状況が、韓国政府が混獲情報を収集し、1996年よりIWCに報告する契機になったもの [Kim 1999]、と推察される。

7 北西太平洋捕鯨秩序の再構築

以上、先行研究と関連史資料をなぞりながら、①本稿が捕鯨政治とよぶ、鯨類管理の国際的枠組みについてIWCとCITESを中心に説明するとともに、②韓海の鯨類資源が豊富なこと、③韓半島に近代捕鯨が導入された経緯、④植民地期朝鮮における近代捕鯨の実態、⑤解放（光復）後に韓国で韓国捕鯨が構築されていった過程を述べたうえで、⑥1970年代以降には日本の捕鯨業界の一部がはたらいた非行と不義を軸に捕鯨政治が転回するようになり、韓国が日韓・米韓関係のはざままで揺れてきたことを説明した。

なるほど1978年末に韓国がIWCに加盟した背景には、朴九秉が分析するようにIWCの管理

効果を減じる国家からの水産物輸入を禁ずる米国のペリー修正法による外圧も存在したであろう。のみならず IWC 非加盟国からの鯨肉輸入を日本が禁じたことも作用したにちがいない。水産物の対米輸出禁止と鯨肉の対日輸出停止の、どちらが韓国の水産業にとって損失が大きいかは明白であろう（1977年と1978年に日本が韓国から輸入した鯨肉の金額は、それぞれ1,197百万円と1,457百万円）。たとえ IWC に管理され、自由な操業ができなくなろうとも、IWC に加盟さえすれば、対米水産物輸出禁止と対日鯨肉輸出停止という両方の危機を回避できるわけである。韓国政府としては IWC への加盟以外に選択肢はなかったはずである。

こうして IWC に加盟した韓国は、結果的には1985年末をもって商業捕鯨を断念せざるをえない状況に追い込まれてしまった。しかし、第5節で商業捕鯨モラトリアム発効直後に1年間だけ韓国政府も調査捕鯨を実施した史実を紹介したように、少なくとも1986年の段階では韓国政府も、東海／日本海におけるミンククジラ——J ストック——の商業的捕獲の再開を期していたことはまちがいない。それにもかかわらず、1987年に開催された IWC39において米国が提案した韓国の調査捕鯨に反対する決議（1987-2）が圧倒的多数で可決されたため、韓国政府は捕獲調査を断念するにいたった。

韓国政府が調査捕鯨中断の決定にいたった経緯については今後の解明が必要である。1点だけ、韓国側の研究では指摘されることはないが、妥当性のありそうな理由を紹介しておこう。蔚山科学技術大学（UNiST）で文化人類学を教授する Bradley Tatar 准教授は、ソウルオリンピックというビッグ・イベントを翌1988年に控えた韓国政府が対外的な印象の悪化を回避しようとした可能性を示唆している [Tatar and Lee 2012: 626; Tatar 2014: 91]。

そんな韓国であるが、商業捕鯨再開を絶念した訳ではなかった。四半世紀後の2012年にもふたたび調査捕鯨を計画しているからである。パナマで開催されていた IWC64（2012年7月2日～6日）の中日（7月4日）に、韓国政府代表団が（漁師が食害と訴える鯨類による有用魚類の消費実態を調査するため）「鯨類の索餌行動調査を目的とした捕獲調査を計画中」であることを公表したのである [日本経済新聞 2012; Korea Times 2012]。その表明がなされた本会議場にいた筆者（赤嶺）は、会場が激しくどよめいたことを記憶している。

当然、韓国政府代表団も予期していたはずであるが、声明発表直後からオーストラリアやニュー



写真13 IWC64の議場風景
（2012年7月、赤嶺撮影）

ジーランド、米国などからの懸念が続出した。そうした非難が想像以上のものだったものとも察せられるし、そうした国ぐにとの外交交渉が水面下でなされたものであろう。韓国政府は調査捕鯨計画発表の12日後に撤回の方針を固めたにもかかわらず、その公式理由については公表されていない〔聯合ニュース 2012〕。

こうした捕鯨政治は科学技術の進歩と無関係ではない。第6節では、1990年代なかば以降に急激に発展をとげた分子遺伝学的手法をもちいた研究が鯨類の管理に貢献しうることを紹介した。日常生活では不可視な遺伝子を分析することで、実際に流通している鯨肉の由来を可視可することが可能となるからである。そうした一連の研究によって日本でも韓国でも報告されていない混獲が存在する蓋然性が示唆されたことは、両政府としても管理体制を強化する必要性に迫られたはずである。実際、こうした分子遺伝学研究の発展がすべてではないにしても、韓国でも2000年に混獲の管理を強化しているし〔Tatar and Lee 2012: 630〕、日本でも2001年に農林水産省令を改正したことを契機として髭鯨類の混獲報告の精度があがったことが知られている〔水産庁 n.d.〕。

たしかに鯨類管理における分子遺伝学的手法の意義はみとめるものの、鯨食に馴染んでいる筆者らからすれば、そうした論文でなされている討論には疑問を感じる点も少なくない。たとえば、捕獲が認められていたり、混獲が報告されていたりする鯨種以外の鯨肉が発見されると、それらが密漁もしくは密輸されたもの、との解釈が先行する姿勢である。2018/19年漁期を最後に南極海における調査捕鯨から撤退した日本であるが、今日でも南極海産のミンククジラが流通することは珍しいことではないし、2016年に筆者（赤嶺）が鯨肉加工業者や鯨肉料理専門店主に聞いた話では、その時点でさえもモラトリウム発効以前の鯨肉在庫をもつ加工業者もいるし、鯨肉料理専門店もあるとのことであった。加工業者からは「在庫の有無がビジネスを決めるので、在庫情報を外部に知らせることはない」とも説明をうけた。

同様なことは1989年を最後にナガスクジラの調査捕鯨を停止した（2006年に商業捕鯨を再開）アイスランドの捕鯨会社からも聞いたことがある。操業停止をまえにして鯨肉の供給に不安を抱いたレイキャビク市内のレストランから依頼をうけて特別に開発した包装で冷凍保管したところ、「ワインよりも古いナガス肉であったが、20年以上たっても問題なく調理できた」という（2023年6月に赤嶺が実施したインタビュー）。

このような流通事情からすれば、商業捕鯨モラトリウム発効以前に生産された鯨肉の在庫を「すべて密漁／密輸されたもの」と決めてかかる研究姿勢は、科学的とはいえないはずである。そうした疑念は、もちろんシエラ号事件に代表される海賊捕鯨を操作してきたり、台湾産鯨肉を韓国産と偽って輸入してきたりした、関係者の野卑な態度が招いた帰結ではある。だからこそ、信頼を回復し、市場の透明性を担保するためにも、日本も韓国も小型鯨類をふくむ鯨類の利用に関してDNAを活用した管理体制を構築していくことが必要となる。

もうひとつの問題もある。それらの高度な科学研究が「密漁・密輸するほどの市場をもつのは日本」という前提で構想されていることである。まさに「木を見て森を見ず」のことわざのごとく、蔚山周辺における鯨肉需要を看過し、蔚山の人びとが盤亀台岩刻画に抱く誇りはもとより、「日帝」時代の艱難辛苦を耐えしのんだ金玉昌砲手らが光復（解放）後に手探りで構築していった韓国捕鯨の主体性とその過程で韓半島東南部に定着した鯨食慣行の地域史的意義を見落としているからである。1987以降の調査捕鯨計画を韓国政府が撤回した際、この他律的決定について、わざわざ漢語をもちいて挫折と表現せざるをえなかった朴九乗の真意はここにある。

たしかに注26で歴史学者許英蘭の建設的批判を紹介したように金玉昌砲手たちを過度に英雄視することには異論もあろう。しかし、日本近代捕鯨史研究にしろ、韓国近現代史研究にしろ、鯨類学研究にしろ、金氏たちの営為を無視することは、韓半島東南部に生きる人びとの歴史と未来を亡きものにすることにひとしい暴挙ではなかろうか。蔚山周辺で現在も旺盛な鯨食需要は、そうした人びとの抵抗だと捉えることも可能である。

もちろん密漁も、密輸も、違法行為である。本研究は、そうした違法行為を肯定するものではないし、そうした違法行為を暴露しようとするものでもない。違法行為である以上、実態は闇の



写真14 畝須の截割①

6～8畳ほどの畝須を大庖丁で切断する（2021年6月、捕鯨母船日新丸にて赤嶺撮影）



写真15 畝須の截割②

加工用に小庖丁でととのえる（2021年6月、捕鯨母船日新丸にて赤嶺撮影）



写真16 密輸入された畝須塊

見出しには「鯨肉4.6トン密輸入」（左上）、字幕には「税関職員：鯨肉です、鯨肉です」（左下）とある（出典：MBC 2023）

なかにあり、詳細は知りえない。しかし、混獲された鯨類の肉が大量に流通している現場を観察した筆者らとしては、かつては韓国から日本に密輸されていた鯨肉の流れが逆方向へと転換しはじめているのではないかと、との疑念をぬぐえないでいる。たとえば、日本の主要紙をはじめテレビのニュース番組でも報道されることはなかったが、2023年2月に韓国では日本からミンククジラとニタリクジラの鯨肉合計4.6トン（およそ5,600万円相当）を密輸した6名が立件されている〔中央日報日本語版 2023; wow Korea 2023〕。

筆者らが韓国のテレビニュースで確認したかぎりでは〔MBC 2023〕、密輸されたのは赤肉ではなく、韓国で好まれている髭鯨類の畝須であり、「さもありなん」と考えさせられる事件であった。いくら髭鯨類3種（イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ）の捕獲が認められている日本であっても、素人が畝須という限定的な部位だけを4.6トンも流通させることは不可能である。しかも映像には、未加工の大きな塊も映しだされている（写真16）。これなどは日本国内の鯨肉加工業者用に流通するものであり、鯨肉専門店でも小売りされる商品ではない。そうだとすると、日本の鯨肉事情に通じており、こうした部位を一定程度の規模で流通させることのできる確信犯的協力者が日本国内に存在したことになる。

禁制品の違法な取引を摘発した韓国同様、日本からしても経済産業省が発給する「輸出許可書をともなわない輸出」であり、CITES 違反となる。私利私欲を優先するあまり密輸を幫助するのは、本稿の主題でもある鯨類管理の国際秩序というまでもなく、信頼回復のために透明性の高い捕鯨業を確立しようと奮闘している関係者の労苦をないがしろにする、きわめて悪質な行為である。水産庁をはじめとする関係省庁には徹底した捜査のみならず、強固な再発防止策をもとめたい。

南極海進出90周年をむかえる2024年、あらたな捕鯨工船を竣工し、あらたな捕鯨業を確立していかうとする日本がめざすべき方向は明白である。過去の捕鯨国でもあり、現在も一部で捕鯨再開を願う人びとのいる韓国と協力し、現代的な北西太平洋における捕鯨秩序——環日本海／東海における捕鯨慣行——を再構築していくことである。この2カ国で、まずは国連海洋法条約の定

める「適切な国際機関」を設立し、共同して鯨類の管理にあたるというわけである。

パナマ会合（IWC64）の開催された2012年は、不幸なことに日韓関係が極度に悪化していた時期でもあった。そのことが唯一の理由ではないと信じたいし、韓国政府代表团にとっては極秘事項であったものと思われるが、韓国の調査計画について同会合に出席した日本政府代表团は事前に耳にしていなかった模様である。1990年代から2000年代初頭にかけて日韓両国によるJストックの共同目視調査がおこなわれ、IWCの科学委員会でも高い評価を得ていただけに、両国の鯨類学研究者・捕鯨政策担当者のあいだのコミュニケーションが低調なことは遺憾である。

捕鯨政治が国際条約でしばられている以上、捕鯨政治の主体は国家でしかありえない。他方、逆に市民にしかできないこともある。それは、国家を超えた発想にもとづいた捕鯨を構想することである。海峡をはさんだ半島と列島のことである。回遊する鯨類からすれば、どれほどのちがいがあろうか。双方における捕鯨の「歴史といま」を知れば、捕鯨——人類と鯨類との関係性——の多様性に気づかされるはずだ。

なにも近代捕鯨／商業捕鯨に限定する必要はない。生存捕鯨も漂着鯨や混獲鯨も、観鯨（ホエールウォッチング）も、人類による鯨類の利用であることにかわりない。日本や韓国といった近代国家など（ましてやIWCなどの国際機関も）存在していなかった先史時代の鯨類利用はもちろんのこと、アイヌや東北アジアの先住民による捕鯨も視野にいれることで、わたしたちの想像力はふくらむにちがいない。そんなところに膠着した現在の捕鯨政治を動かさうる鍵も見いだせるのではなからうか。

その延長線上に北西太平洋捕鯨秩序なるものを見据えながら、まずは日本海／東海におけるJストックの持続可能な利用をふくむ、「環日本海／東海」捕鯨秩序について語りあうことから始めたい。

謝 辞

本研究は赤嶺が代表をつとめる日本学術振興会の科学研究費補助金・基盤研究（A）「重層化する不確実性へのレジリエンス——水産物サプライチェーン研究の課題と実践」（19H00555）とArCSII（北極域研究加速化プロジェクト）「温暖化する北極域から見るエネルギー資源と食に関わる人間の安全保障」（研究課題代表者・高倉浩樹東北大学教授）に負っています。日本近代捕鯨史研究室（横浜市）を主宰する竹内賢士氏と勇魚文庫（文京区）代表の細田徹氏、捕鯨史研究の大家森田勝昭先生からは写真をはじめとする資料と情報を提供いただきました。三氏をはじめ、IWC関係の入手しづらい資料の閲覧を可能としてくれた一般財団法人日本鯨類研究所と同研究所広報室の久場朋子氏、CITESの決議2.7と決議2.9を提供してくださった、CITES事務局での勤務経験をもつ金子与止男氏に感謝申し上げます。思いのほか分量がかさみ、二分割となった本稿を丁寧に校閲し、矛盾点を洗いだしてくれた研究仲間の松浦海翔さんにお礼申し上げます。

注

- (23) 1938年4月24日付けの『木浦新報』(목포신보)によると当時、日本水産の圖南丸には約40名の韓国人が乗船しており、そのうち30名は蔚山出身、9名は黒山島出身であった。戦争終了時には韓国人の捕鯨従事者は約300名にのぼっていた [朴 1995: 324]。
- (24) 第2次世界大戦遂行を目的として日本政府は必要な食料を管理するために1942年5月、水産統制令を発令した。同年9月、それによって日本水産は中央の帝国水産統制株式会社に統合されるとともに、1943年8月に日本海洋漁業統制株式会社として分離された [宇田川・上原監修 2011]。日本水産へと社名を復したのは1945年12月であり、当時の社長は(後述する)植木憲吉であった。植木には私家版の『植木憲吉自傳』(1961年)があるが、同書には韓国における捕鯨関連施設の譲渡に関する金玉昌砲手らとの交渉は紹介されていない。
- (25) 第6征海丸と第7征海丸の総トン数は、日本近代捕鯨史研究室(横浜市)の竹内賢士氏にご教示いただいた。なお、ジャーナリストの柴達彦は「クジラをめぐる日本と韓国——戦火のオホーツク海を生きのびて」という章で、1976年に船をおりた日本水産元砲手東峰重政が、かつて自身が砲手をつとめた第6征海丸でボーイとして働いていた金泰仁を1979年に蔚山に訪ねた逸話とともに戦時中の第6征海丸の操業軌跡を記している [柴 1989: 65-109]。
- (26) 中央主義史観によって叙述される国家史から排除されてきた地域史の再構築をおこなう許英蘭蔚山大学歴史文化学科教授は、2009年から2010年にかけて採録した長生浦地域住民19名のオーラルヒストリーをもとに、歴史的事実と住民の記憶との乖離を指摘した [許 2014: 375-378]。本稿が全面的に依拠する朴九秉の叙述にあきらかなとおり、韓国解放後に設立された朝鮮捕鯨は、従来の研究において英雄視されてきた。しかし、当時捕鯨業にかかわった長生浦住民によれば、捕鯨船2隻に乗船できる人数は20名ほどにすぎず、乗船できなかった多数の人びとは就労することができなかったという。その結果、はやくも1948年には朝鮮捕鯨の所有権をめぐる対立が生じた。1950年に朝鮮戦争が勃発すると、問題が未解決のまま、会社は廃業した。捕鯨船に乗船できなかった船員の意見や主流派メンバーとの対立(裁判)は、これまでの歴史研究において注目されていなかったことを許は指摘している [許 2014: 391-340]。
- (27) 『韓国水産業の現状』上巻には鯨油に関する記録ものこされている。おもに粗油(未精製鯨油)として販売されることが多く、生産量の60~70パーセントは食用油として供給され、のこりは工業用途にまわされた。鯨骨からは肥料が生産されたが、その詳細を伝える統計は確認できていない [朴 1995: 404-405]。
- (28) 捕鯨業が長生浦社会にもたらした影響について研究した許英蘭は、日本の韓国占領期から1985年末にいたるまで、長生浦で捕鯨に従事してきた人びとを3世代に分類している。捕鯨1世代は1910年以前に生まれ、1930年代に壮年期をむかえて南極海を往来する日本の母船式捕鯨を経験した人びと、捕鯨第2世代は1930年前後に生まれ、植民地末期に司厨員や甲板員として捕鯨船に乗りはじめ、1950~1960年代に砲手や船長としてナガスクジラを捕獲した人びと、第3世代は解放以降に生まれ、1970年代以降に鉄鋼船の捕鯨船時代に捕鯨業に従事した人びとである [許 2014: 388]。
- (29) 遠洋進出のために1973年、金潤國は日本の大洋漁業株式会社と交渉し、同会社へ鯨肉を輸出することを条件として捕鯨船を購入することにした。船舶購入交渉は成功し、総299トン、ディーゼル1,000馬力、時速9ノットの中古のトロール船を金額7千万ウォンで購入し、捕鯨船に改造した。それが第1京林號である [朴 1995: 459]。
- (30) スユク(獸肉、ㄱ육)とは、「じっくり煮込んだ肉」という意味の料理法かつ料理名である。豚肉や牛肉のスユク(熟肉・水肉、ㄱ육)が一般的には想起されるものの、獸肉と熟肉・水肉のふたつは大差なく、湯で茹でたり、煮たりした肉を意味する。

- (31) 1984年に韓国から輸入された鯨肉の平均単価が極端に低くなっていることが目をひく。想定されるのは、後述するように1980年に表面化した台湾産冷凍鯨肉が混入された可能性である。しかし、『貿易月表』のデータからは、それ以上のことをあきらかにすることはできない。
- (32) ペリー修正法 (Pelly Amendment to the Fishermen's Protective Act) は、ある国家が直接的・間接的を問わず国際漁業資源保護計画に違反する操業をした場合、大統領が当該国家から米国への水産物輸入を禁止することを可能とする法律である [朴 1995: 423]。
- (33) ポルトガルの IWC への加盟は2002年5月8日である [IWC n.d.]。
- (34) 『貿易月表』によれば、1963年と1964年の鯨肉の輸入量と輸入額は、それぞれ以下のとおりである：1963年12,792,754kg、759,593,000円；1964年：24,278,547kg、1,644,547,000円。
- (35) 1963/64年漁期まで南水洋で母船式捕鯨をおこなったオランダも1965年に19トンの鯨肉を日本に輸出している。
- (36) このこととの関連は不明であるものの、内陸国である中央アフリカ共和国 (Republic of Central Africa) から1973年に日本が鯨肉40トンを入力しているのは理解に苦しむところである。また、図2で示したように1978年には南水洋産をふくむ国内生産量が24,000トンであったのに対し、①非加盟国をふくむ海外からの鯨肉輸入量が34,000トンと、国内生産量を10,000トンも凌駕していたこと、②つづく1979年、1980年、1981年、1984年、1985年の輸入量が国内生産量を超えていたことの意味は、将来的に「鯨食文化論」神話との関連で論じてみたい。
- (37) IWCの管理強化にともない、それらの網をかいくぐるかのようにして日本がおこなってきた鯨肉輸入については、毎日新聞記者として捕鯨問題を報じてきた原剛による『ザ・クジラ』の第2章「海賊捕鯨」を参照のこと [原 1993: 63-80]。
- (38) 筆者 (赤嶺) が2021年に参加した共同船舶によるニタリクジラ漁 (2021NP-1W) では、84頭のニタリクジラから621トンの製品が生産された。平均して1頭あたり7.4トンの製品が生産された計算となり、記事で紹介されている数値と大差ない。ちなみに関係者によれば、次項で紹介する JARPN で捕獲したミンククジラ (O ストック) からは、1頭あたり沖合で2.7トン、沿岸で1.6トン程度の副産物 (鯨肉) が生産されたい。なお、韓国が IWC に加盟したのは1978年末のことであり、1979年漁期にはすでに加盟国となっていた。しかし、1979年漁期の捕獲枠は1978年6月に開催された IWC30 で決定済みで、その時点で非加盟であった韓国に IWC の捕獲枠が与えられるはずはなかった。実際には、1979年漁期にミンククジラ (J ストック) 906頭、ニタリクジラ18頭を捕獲しており、1980年漁期に与えられた捕獲枠よりも少ない捕獲実績であった [IWC 1981: 7]。韓国沿岸で捕獲される J ストック1頭から2トンの鯨肉が生産されると仮定すると、1980年漁期と1979年漁期の生産量の差はニタリクジラ1頭分 (6トン) とミンククジラ34頭分 (68トン) の合計74トンだけ、1979年の生産が少なくなっている計算である。それなのに1979年の輸出量が1,829トンで1980年の輸出量が1,411トンと、捕獲量が少ないはずの1979年の方が400トンも多く輸出しているのは、台湾産鯨肉が混入している可能性を示唆している。
- (39) ただし、日本では密輸入とされる事案が、台湾で密輸出とされるとはかぎらない。鯨製品や鯨節などの水産加工品に着目し、台湾史を水産業史から捉えようとする林淑美による「台湾の捕鯨「外交」」は、IWC 非加盟国である台湾からの鯨肉輸出の解釈について、台米交渉という視点から再考をせまる斬新な論考である [林 2023]。中国との関係から IWC をはじめとした国際機関に加盟を許されない台湾が、大量の鯨肉在庫をかかえながらも1981年の捕鯨中止にいたる過程でおこなった政治交渉からは、超大国米国の身勝手なふるまいが看取される。
- (40) 筆頭著者は鯨類に関する分子生態学 (molecular ecology) 研究と保全遺伝学 (conservation genetics) 研究の

世界的権威達のスcott・ベーカー（Scott Baker、現オレゴン州立大学鯨類保全とゲノム学研究所教授）である。

参考文献

日本語文献

朝日新聞、1976、「日本の業者“海賊”捕鯨 アフリカや南米沖 子会社船など使い乱獲 国際捕鯨委未加盟国を利用」、『朝日新聞』1976年6月5日夕刊、7頁（社会）。

朝日新聞、1979、「やはり日本が買い付け 「シエラ号」の密漁鯨肉」、『朝日新聞』1979年7月20日朝刊、23頁（社会）。

朝日新聞、1980、「多すぎる韓国からの鯨輸入 実は台湾のもの？ 規則違反 水産庁など調査へ」、『朝日新聞』1980年3月15日夕刊、10頁。

朝日新聞、1989、「台湾から鯨肉30トン密輸 沖縄で摘発 背後に暴力団？」、『朝日新聞』1989年4月3日朝刊（西部本社版）、23頁（社会）。

朝日新聞、1996、「鯨肉の大量密輸事件 大阪人の胃袋めあて」、『朝日新聞』1996年2月21日夕刊（大阪本社版）、2頁。

安倍誠、2015、「蔚山——韓国を代表する工業都市」、『アジア研ワールド・トレンド』236: 22-23。

植木憲吉、1961、『植木憲吉自傳』、私家版。

宇田川勝・上原征彦監修、2011、『日本水産百年史』、日本水産株式会社。

大蔵省、『日本貿易月表』（各年度版）、大蔵省。

柴達彦、1989、『鯨——クジラへの旅』、葦書房。

水産庁、n.d.、「鯨類の座礁・混獲」、水産庁。<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/bycatch.html>

高橋新太郎、1899、「九州の捕鯨業（第百拾貳回小集會演説）」、『大日本水産會報』201: 1-11。

中央日報、2023、「日本から鯨肉4.6トン密輸した韓国の業者を逮捕」、『中央日報』日本語版、2023年2月27日。
<https://s.japanese.joins.com/JArticle/301459?sectcode=430&servcode=400>

日本経済新聞、1979、「IWC 非加盟国から鯨肉など買いません 政府、7月5日から廃止」、『日本経済新聞』1979年6月27日朝刊、7頁。

日本経済新聞、1987a、「冷凍鯨肉密輸全容を解明 介在の組長を逮捕 台湾になど750トン」、『日本経済新聞』1987年12月20日朝刊、27頁。

日本経済新聞、1987b、「冷凍鯨肉密輸全容を解明 介在の組長を逮捕 鯨肉の急騰でつけ込む余地」、『日本経済新聞』1987年12月20日朝刊、27頁。

日本経済新聞、1994、「対日鯨肉密輸計画 ロシア、調査を表明」、『日本経済新聞』1994年2月22日夕刊、2頁。

日本経済新聞、2012、「韓国、調査捕鯨へ IWC 総会で表明 日本と合わせ2カ国に」、『日本経済新聞』夕刊（大阪本社版）、1頁。

農林水産省、『食料需給表』（各年度版）、農林水産省。

原剛、1993、『ザ・クジラ——海に映った日本人』第5版、文眞堂（副題を「世紀末文明の象徴」と題した初版は1983年）。

毎日新聞、1979、「日本に大きな責任 海賊捕鯨の根絶 米・国務次官補が証言」、『毎日新聞』1979年6月24日朝刊、7頁（経済）。

毎日新聞、1980、「悪名高き鯨密漁船「シエラ号」爆破 保護団体が犯行電話 リスボン港」、『毎日新聞』1980年2月8日夕刊、8頁（社会）。

楊鴻嘉、1964、「台湾の捕鯨と鯨類について」、『鯨研通信』157: 5-14。

読売新聞、1979、「IWC 非加盟国からの鯨輸入を全面禁止 政府決定」、『読売新聞』1979年6月27日朝刊、9頁（経済）。

読売新聞、1984、「サメと偽り鯨肉密輸」、『読売新聞』1984年9月13日朝刊23頁（社会）。

読売新聞、1994、「台湾→ロシア→日本の鯨肉密輸ルート 非加盟国取引装う IWC で指摘」、『読売新聞』1994年5月26日朝刊、31頁（社会）。

読売新聞、1996、「鯨肉5.8トン韓国から密輸 不動産業者を逮捕 大阪府警」、『読売新聞』1996年2月3日朝刊（大阪本社版）、27頁（社会）。

林淑美、2023、「台湾の捕鯨「外交」——1981年の捕鯨停止宣言前後を中心に」、太田出・川島真・森口（土屋）由香・奈良岡聰智編、『領海・漁業・外交——19～20世紀の海洋への新視点』、晃洋書房、353-396頁。

聯合ニュース、2012、「韓国政府 調査捕鯨計画撤回の方針固める」、『聯合ニュース』日本語版、2012年7月17日。
<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20120717003700882>

wow Korea、2023、「「かまぼこ」と偽り、「鯨肉」4トン日本から密輸したグループを摘発＝韓国」、『wow Korea』、2023年2月28日。<https://www.wowkorea.jp/news/read/385030.html>

英語文献

- Baker, C. S. and S. R. Palumbi. 1994. Which whales are hunted? A molecular genetic approach to monitoring whaling. *Science* 265(5178): 1538-1539.
- Baker, C. S., F. Cipriano, and S. R. Palumbi. 1996. Molecular genetic identification of whale and dolphin products from commercial markets in Korea and Japan. *Molecular Ecology* 5: 671-685.
- Baker, C. S., G. M. Lento, F. Cipriano, and S. R. Palumbi. 2000. Predicted decline of protected whales based on molecular genetic monitoring of Japanese and Korean markets. *Proceedings of the Royal Society of London B* 267 (1449): 1191-1199.
- Baker, C. S., V. Lukoschek, S. Lavery, M. L. Dalebout, M. Yong-un, T. Endo, and N. Funahashi. 2006. Incomplete reporting of whale, dolphin and porpoise 'bycatch' revealed by molecular monitoring of Korean markets. *Animal Conservation* 9: 474-482.
- Baker, C. Scott, Justin G. Cooke, Shane Lavery, Merel L. Dalebout, Yong-un Ma, Naoko Funahashi, Colm Carraher, and Robert K. Brownell Jr. 2007. Estimating the number of whales entering trade using DNA profiling and capture-recapture analysis of market products. *Molecular Ecology* 16: 2617-2626.
- Baker, C. Scott, Debbie Steel, Yeyong Choi, Hang Lee, Kyung Seok Kim, Sung Kyong Choi, Yong-un Ma, Charles Hambleton, Louie Psihoyos, R. L. Brownell, and Naoko Funahashi. 2010. Genetic evidence of illegal trade in protected whales links Japan with the US and South Korea. *Biology Letters* 6: 647-650.
- Brownell, Robert L. Jr., Alexey V. Yablokov, and Yulia V. Ivashchenko. 2018. Whaling, illegal and pirate. In Bernd Würsig, J. G. M. Thewissen, and Kit M. Kovacs eds. *Encyclopedia of Marine Mammals*, 3rd edn. London: Academic Press, pp.1063-1066.
- CITES. 1979a. Relationship with the International Whaling Commission, Resolution of the Conference of the Parties. Conf. 2.7. CITES.
- CITES. 1979b. Trade in Certain Species and Stocks of Whales Protected by the International Whaling Commission from Commercial Whaling, Resolution of the Conference of the Parties. Conf. 2.9. CITES.
- Dalebout, Merel L., Gina M. Lento, Frank Cipriano, Naoko Funahashi, and Scott Baker. 2002. How many

- protected minke whales are sold in Japan and Korea? A census by microsatellite DNA profiling. *Animal Conservation* 5: 143-152.
- Hart, Ian. 2016. *Whale Factory Ships and Modern Whaling 1881-2016*. Preston: Ships in Focus Publications.
- IWC (International Whaling Commission). n.d. Membership and contracting governments. IWC. <https://iwc.int/commission/members>
- IWC. n.d. Special permit catches since 1986. IWC. https://iwc.int/table_permit
- IWC. 1974. *Twenty-Fourth Report of the Commission: Covering the Twenty-Fourth Fiscal Year 1972-1973*. Cambridge: IWC. (#RS28)
- IWC. 1975. *Twenty-Fifth Report of the Commission: Covering the Twenty-Fifth Fiscal Year 1973-1974*. Cambridge: IWC. (#RS1471)
- IWC. 1976. *Twenty-Sixth Report of the Commission: Covering the Twenty-Sixth Fiscal Year 1974-1975*. Cambridge: IWC. (#RS30)
- IWC. 1977. *Twenty-Seventh Report of the Commission: Covering the Twenty-Seventh Fiscal Year 1975-1976*. Cambridge: IWC. (#RS31)
- IWC. 1978. *Twenty-Eighth Report of the Commission: Covering the Twenty-Eighth Fiscal Year 1976-1977*. Cambridge: IWC. (#RS32)
- IWC. 1979. *Twenty-Ninth Report of the Commission: Covering the Twenty-Ninth Fiscal Year 1977-1978*. Cambridge: IWC. (#RS33)
- IWC. 1980. *Thirtieth Report of the Commission: Covering the Thirtieth Fiscal Year 1978-1979*. Cambridge: IWC. (#RS34)
- IWC. 1981. *Thirty-First Report of the Commission: Covering the Thirty-First Fiscal Year 1979-1980*. Cambridge: IWC. (#RS35)
- IWC. 1988. *Thirty-Eighth Report of the International Whaling Commission: Covering the Thirty-Eighth Financial Year 1986-1987*. Cambridge: IWC. (#RS42)
- IWC. 1994. *Forty-Fourth Report of the Commission: Covering the Forty-Fourth Fiscal Year 1992-1993*. Cambridge: IWC. (#RS49)
- IWC. 1995. *Forty-Fifth Report of the Commission: Covering the Forty-Fifth Fiscal Year 1993-1994*. Cambridge: IWC. (#RS49)
- IWC. 1996. *Forty-Sixth Report of the Commission: Covering the Forty-Sixth Fiscal Year 1994-1995*. Cambridge: IWC. (#RS50)
- IWC. 1997a. *Forty-Seventh Report of the Commission: Covering the Forty-Seventh Fiscal Year 1995-1996*. Cambridge: IWC. (#RS51)
- IWC 1997b. *Forty-Eighth Report of the Commission: Covering the Forty-Eighth Fiscal Year 1996-1997*. Cambridge: IWC. (#RS1470)
- IWC. 1998. *Annual Report of the International Whaling Commission: Covering the Forty-Ninth Financial Year 1997-98*. Cambridge: IWC. (#RS53)
- Kang, Sue and Marcus Phipps. 2000. *A Survey of Whale Meat Markets along South Korea's Coast*. Hong Kong: TRAFFIC East Asia.
- Kim, Zang Geun. 1999. Bycatches of minke whales in Korean waters. Report of the Scientific Committee, Annex

- D, Appendix 7. *The Journal of Cetacean Research and Management* 1, Supplement April 1999: 98-100.
- Korea Times, The. 2012. Korea buckles on whaling, but local residents aren't giving up. *The Korea Times*, July 23, 2012. https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2023/12/113_115692.html
- Lee, S-M., Y-Y. Choi, M-S. Min, H. Lee, and M-Y. Lee. 2019. Molecular species identification of whale meat in South Korean markets. *Genetics and Molecular Research* 18(2): gmr18171. DOI <http://dx.doi.org/10.4238/gmr18171>
- Lukoschek, V., N. Funahashi, S. Lavery, M. L. Dalebout, F. Cipriano, & C. S. Baker. 2009. The rise of commercial 'by-catch whaling' in Japan and Korea. *Animal Conservation* 12: 398-399.
- MacMillan, Douglas Craig and Jeonghee Han. 2011. Cetacean by-catch in the Korean Peninsula: By chance or by design? *Human Ecology* 39: 757-768.
- Mills, Judy, Akiko Ishihara, Isao Sakaguchi, Sue Kang, Rob Parry-Jones, and Marcus Phipps. 1997. *Whale Meat Trade in Asia: A Review of the Markets in 1997*. Cambridge: TRAFFIC International.
- Tatar, Bradley. 2014. The safety of by catch: South Korean responses to the moratorium on commercial whaling. *Journal of Marine and Island Cultures* 3: 89-97.
- Tatar, Bradley and Taeheok Lee. 2012. The challenge of governance: Cultural barriers to enforcement of the IWC whaling moratorium in Korea. *Korea Observer* 43(4): 617-648.
- USA. 1994. Illegal Trade in Whale Meat. CITES Doc. 9.57. Geneva: CITES.

韓国語文献

- 朴九秉、1995、『韓半島沿海捕鯨史』増補版、圖書出版民族文化。
- 邊昌明、2005、『鯨と人——昨日、今日、明日』、韓国水産新聞社（변창명, 2005, 고래와 사람——어제, 오늘 그리고 내일, 한국수산신문사）。
- 許英蘭、2014、「集合的記憶の再構成と地域史の模索——蔚山長生浦捕鯨者の口述を中心として」、『歴史問題研究』32: 373-408（허영란, 2014, 집합기억의 재구성 과 지역사의 모색—울산 장생포 고래잡이 구술을 중심으로, 역사문제연구소 32: 373-408）。
- MBC、2023、「絶滅危惧鯨肉密輸・食堂開業し直接販売」、MBC ニュース、2023年2月27日（MBC, 2023, 멸종위기 고래고기 밀수·식당 개업해 직접 판매 MBC 뉴스 2023.02.27.）。
- <https://n.news.naver.com/article/214/0001256595>

湯浅 俊介（一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程）

辛 承理（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

赤嶺 淳（一橋大学大学院社会学研究科教授）